

公益財団法人射水市スポーツ協会

未来を担う中学生の競技力推進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 公益財団法人射水市スポーツ協会（以下「本協会」という。）に加盟する競技団体が中学生のスポーツ活動をサポートする事業を実施する際に要する経費を補助することにより、未来を担う中学生の競技力の向上及び推進を図ることを目的とする。

（補助対象団体）

第2条 本協会に加盟する競技団体とする。

（補助金の交付）

第3条 補助対象団体が実施する補助対象事業に対し、当該年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、同一事業において本協会及び他団体が行う補助事業から補助金等を受けていない事業に限るものとする。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、中学生のスポーツ活動のサポートを目的とした強化練習会とし、当該年度に10回以上実施する事業とする。

（実施期間）

第5条 4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は補助対象事業の直接要する経費で報償費、旅費、需用費、役員費、使用料とする。ただし、次の経費については補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 営利を目的とした事業に要する経費
- (2) 単なる飲食を目的とした経費
- (3) その他、補助することが適当ではないと認める経費

（補助金の額）

第7条 補助金額は50,000円を限度とする。

（補助金交付申請）

第8条 事業実施団体（以下「団体」という。）は、当該年度5月末日までに本協会に補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 前条の規定により提出された書類の内容審査を行い、適正と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、団体に対し通知するものとする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第10条 団体は、補助金の交付決定後に補助事業の内容を変更しようとするとき、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業等変更（中止・廃止）申請

書（様式第4号）を提出し、本協会の承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第11条 団体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（実施状況聴取等）

第12条 本協会は必要に応じ、事業の実施状況について聴取等を行うものとする。

（交付決定の取消し、又は変更）

第13条 本協会は、第10条の規定により本協会が事業の変更等を承認したとき、又は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は本協会の指示に従わないとき

2 前項の規定は、補助金の額の確定を通知した後についても適用するものとする。

（実績報告）

第14条 団体は、事業終了後30日以内に事業実績報告書（様式第5号）、事業報告書（様式第6号）及び収支決算書（様式第7号）を提出するものとする。

ただし、翌年3月末日まで事業を実施する場合は、翌年4月10日までに提出するものとする。

なお、支出に伴う領収書のコピー及び事業実施写真を添付するものとする。

（補助金の額の確定）

第15条 本協会は、実績報告の提出を受けたときに、当該報告に係る書類の審査を行い、交付する補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第16条 補助金は団体が補助事業を完了した後において交付する。ただし、本協会が特に必要と認めるときは補助事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を本協会に提出しなければならない。

第17条 本協会は、補助金の交付決定の取消し、変更等を実施した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部について、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

2 本協会は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

第18条 団体は、補助事業についての収入及び支出簿を明らかにした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。